

北海道生物多様性の保全に関する条例（仮称）素案

I 総則

1 目的

この条例は、環境基本条例の基本理念にのっとり、生物の多様性の保全に関し、基本原則を定め、道、事業者、道民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物の多様性の保全に関する道の施策の基本となる事項、生物の多様性の保全を推進するための措置その他必要な事項を定めることにより、人と自然とが共生する豊かな環境の実現を図り、もって、現在及び将来の世代の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とします。

2 定義

必要な用語を定義します。

3 基本原則

- (1) 生物の多様性の保全は、野生生物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行われなければならないこととします。
- (2) 生物の多様性の利用は、生物の多様性に及ぼす影響が回避又は低減されるよう、自然資源の持続可能な利用を旨として行われなければならないこととします。
- (3) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、多様な主体の連携による生物の多様性に関する科学的知見の集積と情報の蓄積・共有の下で行われなければならないこととします。
- (4) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、予防的な取組方法及び事業等の着手後における状況把握の結果を反映させる順応的な取組方法により対応することを旨として行われなければならないこととします。
- (5) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、長期的な観点から生態系等の保全及び再生に努めることを旨として行われなければならないこととします。
- (6) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、身近な自然環境や文化的価値等の保全を含むことを旨として行われなければならないこととします。
- (7) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、地球温暖化の防止等に資するとの認識のもとに行われなければならないこととします。

4 道の責務

- (1) 道は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するものとします。
- (2) 道は、国、市町村、事業者、道民及び民間の団体との連携に努めるものとします。
- (3) 道は、市町村が施策を策定し、実施するために必要な支援に努めるものとします。
- (4) 道は、その事務事業に関し、率先して生物の多様性の保全及び持続可能な利用の取組を行うよう努めるものとします。

5 事業者の責務

- (1) 事業者は、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するものとします。
- (2) 事業者は、他の事業者や関係者との連携を図り、生物の多様性に及ぼす影響の回避又は低減及び持続可能な利用に努めるものとします。
- (3) 事業者は、道が実施する施策に協力する責務を有するものとします。

6 道民等の責務

- (1) 道民は、日常生活において、生物の多様性に及ぼす影響の回避又は低減及び持続可能な利用に努めるものとします。
- (2) 道民及び民間の団体は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組を自ら行うことともに、道が実施する施策に協力する責務を有するものとします。
- (3) 道民及び一時滞在者は、野外活動に当たり当該地域の生物の多様性の保全に配慮するものとします。
- (4) 一時滞在者は、道が実施する施策に協力するものとします。

7 適切な役割分担

道、事業者、道民及び民間の団体は、国、道、市町村、事業者、道民及び民間の団体の適切な役割分担の下、生物の多様性の保全と持続可能な利用に取り組むものとします。

8 財産権の尊重等

条例の適用に当たっては、関係者の所有権その他財産権を尊重し、国土の保全その他の公益との調整に留意するものとします。

Ⅱ 基本的施策

9 生物多様性保全計画

- (1) 知事は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、生物多様性保全計画を定めるものとします。
- (2) 計画は、次に掲げる事項を定めることとします。
 - ①生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
 - ②生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - ③生態系、種間及び種内の多様性の保全に関する事項
 - ④その他生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する重要事項
 - ⑤鳥獣の保護管理に関する事項
 - ⑥外来種対策の推進に関する事項
 - ⑦希少野生動植物種の保護に関する事項
- (3) 知事は、計画を定め、又は変更するときは、道民意見を反映することができるよう必要な措置を講じるものとします。
- (4) 知事は、計画を定め、又は変更するときは、環境審議会の意見を聴くものとします。
- (5) 知事は、計画を定め、又は変更するときは、遅滞なく公表するものとします。
- (6) 知事は、計画に基づく施策の進捗状況に関する評価を定期的実施し、結果を公表するものとします。

10 調査研究等の推進

- (1) 道は、外来種や希少野生動植物種等の生息又は生育の状況等について、定期的に調査を進めるとともに、道民、民間の団体及び研究機関等と連携し、科学的知見の蓄積と共有を図るものとします。
- (2) 道は、調査結果及び科学的知見を条例の適正な運用に活用するものとします

11 道民等の理解の促進

- (1) 道は、事業者及び道民の理解を深めるため、生物の多様性の保全等に関する情報提供等の措置を講ずるものとします。
- (2) 道は、事業者、道民及び民間の団体の理解が深まるよう、調査結果及び科学的知見を広く提供するよう努めるものとします。
- (3) 道は、道民の理解が深まるよう、自然とのふれあいの場及び機会の提供に努めるものとします。

12 生物多様性の保全上重要な地域等

- (1) 道は、生物の多様性の保全上、重要度の高い地域等に関する情報を整備し、公表するものとします。
- (2) 道は、重要度の高い地域等において生物の多様性の保全への自発的配慮を促す必要があると認めるときは、事業者に対し、生物の多様性の保全に関し必要な助言又は指導を行うものとします。

13 地域における生物多様性保全活動の推進

- (1) 道は、国、市町村、事業者、道民、民間の団体及び研究機関等の地域の多様な主体と連携し、及び協働して生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する活動を推進するものとします。
- (2) 道は、市町村が地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）に基づく地域連携保全活動計画を作成する場合には、情報提供等の援助に努めるものとします。
- (3) 道は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して顕著な功績があった者を顕彰するものとします。

Ⅲ 生物多様性の保全を推進するための施策

Ⅲ－1 生物多様性維持回復事業

14 生物多様性維持回復事業

- (1) 知事は、生物の多様性の保全のため必要があると認めるときは、生物多様性維持回復事業を行うものとします。
- (2) 知事は、生物多様性維持回復事業を適正に実施するため、環境審議会の意見を聴いて生物多様性維持回復事業計画を定めるものとします。
- (3) 生物多様性維持回復事業計画は、事業の目標、区域、内容等の必要な事項を定めるものとします。

15 認定生物多様性維持回復事業等

道以外の者は、生物多様性維持回復事業計画に適合する旨の確認又は認定を受けて生物多様性維持回復事業を行うことができるものとします。

16 北海道立自然公園条例の特例

認定生物多様性維持回復事業等を実施する者が、道立自然公園の特別地域内において、認定生物多様性維持回復事業等により許可に該当する行為を行う場合、許可があったものとみなし、また、普通地域内において、認定生物多様性維持回復事業等により行為を行う場合、届出を要しないものとします。

17 北海道自然環境等保全条例の特例

認定生物多様性維持回復事業等を実施する者が、道自然環境保全地域の特別地区内において、認定生物多様性維持回復事業等により許可に該当する行為を行う場合、許可があったものとみなし、また、普通地区内において、認定生物多様性維持回復事業等により行為を行う場合、届出を要しないものとします。

Ⅲ－２ 鳥獣の保護管理

18 鳥獣の保護管理の推進

道は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）と相まって、鳥獣の適切な保護管理に必要な措置を講ずるものとします。

19 被害の防止

- (1) 道は、特定の鳥獣の個体数が著しく増加し生態系等に被害を及ぼす場合は、被害防止のための必要な措置を講じるものとします。
- (2) 道は、鳥獣の効率的、効果的な捕獲技術の開発及び捕獲された鳥獣の有効活用を図るための必要な措置を講じるものとします。

20 人材の育成

道は、地域において鳥獣の適切な保護管理を担う人材の育成に努めるものとします。

21 安易な餌付け行為の防止

- (1) 道は、鳥獣への安易な餌付け行為の防止に関する普及啓発に努めるものとします。
- (2) 知事は、生態系等に係る被害を防止するため必要があると認めるときは、安易な餌付け行為を行う者に対し指導をすることができるものとします。

22 指定給餌行為の指定等

知事は、環境審議会の意見を聴いて、生態系等に係る被害を生じさせるおそれがあると認められる安易な餌付け行為を指定給餌行為として指定することができるものとします。

23 指定給餌行為の禁止

何人も、鳥獣保護法に基づく許可を受けて捕獲を行う場合等を除き、指定給餌行為をしてはならないものとします。

24 勧告

知事は23の指定給餌行為を行った者、又は70の当該行為に係る調査を拒み、妨げ若しくは忌避等した者に対し必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとします。

25 公表

- (1) 知事は、勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができるものとします。
- (2) 知事は、公表をしようとするときは、あらかじめ、その者又はその代理人に意見を述べる機会を与えなければならないものとします。

26 感染症への対策

道は、生態系等に係る被害を生じさせるおそれのある人や鳥獣に共通する感染症について、発生状況に関し情報収集を行うとともに、必要に応じて、鳥獣への感染状況の調査や感染防止を実施するものとします。

Ⅲ－3 外来種対策

27 外来種対策基本方針

知事は、環境審議会の意見を聴いて、外来種対策に関する基本方針を定めるものとします。

28 指定外来種の指定等

知事は、環境審議会の意見を聴いて、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来種を指定外来種として指定するものとします。

29 飼養者の責務

指定外来種の飼養者（飼養、栽培、保管又は運搬する者）は、逸走・逸出しないように飼養等を適正に行うものとします。

30 助言又は指導

知事は、指定外来種の飼養者に対し、必要な助言又は指導ができるものとします。

31 指定外来種を放つこと等の禁止

何人も、指定外来種の個体を本来の生息地又は生育地以外に放出又は植栽し、若しくは種子をまいてはならないものとします。

32 指定外来種の個体等の防除

道は、指定外来種による生態系への被害が生じ、又は生じるおそれがある場合、当該指定外来種の個体の防除その他必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

33 土地への立ち入り等

知事は、32の指定外来種の個体等の防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入り指定外来種の捕獲、採取等をさせることができるものとします。

34 損失の補償

道は、33の行為によって損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償するものとしします。

35 勧告

知事は、31の指定外来種を放つ等の行為を行う者、又は70の当該行為に係る調査を拒み、妨げ若しくは忌避等した者に対し必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとしします。

36 公表

- (1) 知事は、勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができるものとしします。
- (2) 知事は、公表をしようとするときは、あらかじめ、その者又はその代理人に意見を述べる機会を与えなければならないものとしします。

Ⅲ－4 希少種対策

37 希少野生動植物種保護基本方針

知事は、環境審議会の意見を聴いて、希少野生動植物種の保護を図るための基本方針を定めるものとしします。

38 指定希少野生動植物種及び特定希少野生動植物種の指定等

知事は、環境審議会の意見を聴いて、特に保護を図る必要があると認める希少野生動植物種を指定希少野生動植物種に指定し、指定希少野生動植物種のうち譲渡を監視する必要があると認めるものを特定希少野生動植物種に指定するものとしします。

39 個体の所有者等の義務

指定希少野生動植物種の個体の所有者又は占有者は個体を適切に取り扱うものとしします。

40 助言又は指導

知事は、指定希少野生動植物種の個体の所有者又は占有者に個体の取扱いに関し、必要な助言又は指導を行うものとしします。

41 捕獲等の禁止

条例に定める行為以外は、指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等を行えないものとしします。

42 所持等の禁止

捕獲等の禁止に違反して捕獲等がされた個体は、所持、譲り渡し、譲り受けてはならないものとしします。

43 捕獲等の許可

学術研究等の目的で指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等を行う者は、知事の許可を受けなければならないものとしします。

- 44 許可の申請及び許可証等
許可を受けようとする者は、規則で定める許可申請をし、許可証を携帯するものとします。
- 45 許可の基準
知事が許可できない基準を定めます。
- 46 許可の条件
知事は、希少野生動植物種の保護のため、許可条件を付することができるものとします。
- 47 捕獲等許可者の遵守事項
許可を受けて捕獲等をした者は、捕獲等した個体を、適当な飼養栽培施設に收容するなど、適切に取り扱わなければならないものとします。
- 48 捕獲許可者に対する措置命令等
(1) 知事は、許可を受けた者が46の条件や47の遵守事項に違反した場合に必要な措置を命ずることができるものとします。
(2) 知事は、許可を受けた者が条例の規定に違反したときに許可を取り消すことができるものとします。
- 49 特定希少種事業の登録
特定希少種事業（特定希少野生動植物種の譲渡しの業務を伴う事業）を行おうとする者は、知事の登録を受けなければならないものとします。
- 50 登録の申請及び登録証等
特定希少種事業者は、登録証を施設の見やすい場所に掲示するとともに、帳簿を備え、保存しなければならないものとします。
- 51 登録の拒否
知事が特定希少種事業登録を拒否する事項を定めます。
- 52 変更等の届出
特定希少種事業者は、商号、名称、氏名等を変更したときは、知事に届け出なければならないものとします。
- 53 特定希少種事業者登録簿の閲覧
知事は、特定希少種事業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならないものとします。
- 54 帳簿の備付け等
特定希少種事業者は、帳簿を備え付け保存しなければならないものとします。
- 55 登録の抹消
知事は、登録がその効力を失ったときは、登録簿の登録を抹消するものとします。

56 特定希少種事業者に対する指示等

- (1) 知事は、特定希少種事業者が帳簿の備え付け保存していないときに必要な指示を行うことができるものとします。
- (2) 知事は、不正の手段により登録を受けた者の登録を取り消すことができるものとします。

57 土地の所有者等の義務

土地の所有者又は占有者は、土地の利用に当たって、指定希少野生動植物種の保護に留意しなければならないものとします。

58 助言又は指導

知事は、土地の所有者又は占有者に対し、指定希少野生動植物種の保護のため、土地の利用の方法等の事項に関し助言又は指導をすることができるものとします。

59 生息地等保護区

知事は、指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地等の区域を生息地等保護区として指定できるものとします。

60 管理地区

知事は、生息地等保護区の区域内で指定希少野生動植物種の保護のため特に必要があると認める区域を管理地区として指定できるものとし、管理地区の区域内における一定の行為については許可を要するものとします。

61 立入制限地区

知事は、管理地区の区域内で特に保護を図る必要があると認める場所を立入制限地区として指定できるものとし、知事が定める期間内は何人も立入制限地区の区域内に立ち入ってはならないものとします。

62 監視地区

生息地等保護区の区域で管理地区の区域以外の部分（監視地区）の区域内において、一定の行為をしようとする者は、あらかじめ、知事に届け出なければならないものとします。

63 措置命令等

- (1) 知事は、管理地区又は監視地区の区域内において、一定の行為を行っている者に対し、実施方法を指示することができるものとします。
- (2) 知事は、許可や届出をせずに一定の行為を行った者に対し、原状回復又は必要な措置を命ずることができるものとします。

64 実地調査

知事は、生息地等保護区、管理地区又は立入制限地区を指定するための実地調査に必要な限度において、職員に他人の土地に立ち入らせることができるものとします。

65 損失の補償

知事は、管理地区の区域内における行為許可をうけることができないため、許可に条件を付されたため、監視地区における届出に禁止若しくは制限命令をされたため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償するものとします。

Ⅳ 推進体制の整備

66 推進体制の整備

道は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策について、総合的に調整及び推進するための体制を整備するものとします。

67 国及び他の地方公共団体との協力

道は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の策定及び実施に当たり、国等との連携に努めるものとします。

68 取締りに従事する職員

知事は、職員の中の生物多様性保護取締員に条例による権限の一部を行わせるものとします。

69 生物多様性保護監視員

知事は、希少野生動植物種の保護及び指定外来種の防除に関する監視、指導等を行うため、生物多様性保護監視員を置くものとします。

Ⅴ その他

70 報告徴収及び立入検査等

知事は、条例の施行に必要な限度において、報告を求め、又は立入検査等を行うことができるものとします。

71 財政上の措置

道は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

72 国等に関する特例

国、道の機関、道以外の地方公共団体の事務事業に係る一部規定の適用除外、国の機関等が指定希少野生動植物種の生きている個体を捕獲等する場合の協議等について定めるものとします。

73 規則への委任

条例の施行に関し必要な事項は規則で規定するものとします。

74 罰則

条例の施行に関し必要な罰則を定めます。